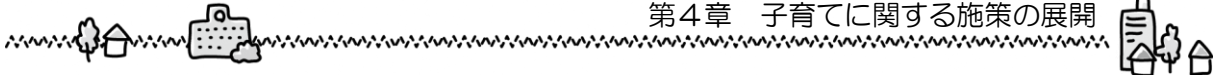




第4章

子育てに関する施策の展開



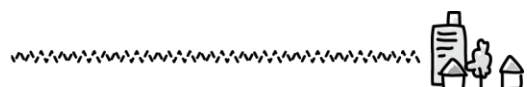


第4章 子育てに関する施策の展開

次世代育成支援対策推進法が一部改正され有効期限が延長され、これに基づき「行動計画策定指針」（以降「指針」という。）も改正され、2015（平成27）年4月から適用されました。

本市ではこの指針に基づく行動計画を子ども・子育て支援事業計画（第一期計画）と一体的に策定し、地域における子育ての支援、母性ならびに乳児および幼児の健康の確保および増進、職業生活と家庭生活との両立の推進等の次世代育成支援対策を総合的にきめ細かく取り組んでいます。今般、第一期計画の期間満了に伴い必要な見直しを2019（令和元）年度までに行い、2020（令和2）年度からの5か年を期間とする本計画において改正後の指針に基づく本市に必要な施策を盛り込みました。

本章では、第2章の「現状と課題」、第3章の「基本理念」および第一期計画における評価を踏まえて今後も継続して推進を図ることとし、施策を展開していきます。



基本目標 1 地域における子育て支援の充実

推進施策（1）幼児教育・保育サービスの充実

施策の取組

① 幼児教育・保育サービスの充実

サービス利用者の生活実態および意向を十分に踏まえて、子どもの健やかな育成と保護者が安心して働くことのできる幼児教育・保育サービスの更なる提供体制を整備していきます。また、保育士の人材育成のため、各種研修会への参加を推進します。

② 保育所の整備

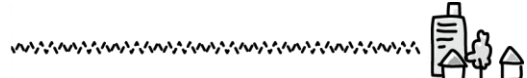
快適な保育環境の整備と入所児童の安全確保を図るため、老朽化が著しく未改修の施設で、緊急性・必要性の高い認可保育所の整備に取り組みます。

主な施策・事業

① 幼児教育・保育の無償化、軽減事業（第一期：第3子以降保育料軽減事業）【新規】	担当課：こども子育て支援課	評価：A
【事業内容】 ○子どもを産み育てやすい環境を整備するため、幼児教育・保育について保育料等の無償化、軽減を行い、子育て世帯の経済的負担軽減を図ります。 【評価】 ○2019（令和元）年10月から、3歳児以上および3歳児未満の住民税非課税世帯の児童の保育料、預かり保育や認可外保育施設の利用料等を無償化しました。また、保育料の軽減について、国・県の制度に加えて市独自の軽減を実施し、安心して子育てができる環境づくりに努めました。		
② 延長保育事業	担当課：こども子育て支援課	評価：A
【事業内容】 ○保護者が仕事等のために児童の保育を希望する場合、通常の保育所等の開閉所時間を超過して保育を行い、保護者の利便性の向上を図ります。 【評価】 ○子育ておよび就労の両立を支援するため、本事業を実施する施設に対して補助金を交付し、事業の推進を促したことにより、早朝・夕方の開所時間の延長実施につながり、働く保護者の利便性向上に寄与しました。		



③ 一時預かり事業	担当課：こども子育て支援課	評価：A
【事業内容】 ○保護者が何らかの事情により保育ができなくなった在宅の児童を預かる事業です。また、在宅で子育てをしている家庭に対し事業の広報活動を行います。 【評価】 ○家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児を保育するため、本事業を実施する施設に対して補助金を交付し、事業の推進を促したことにより、安心して子育てができる環境づくりに努めました。		
④ 休日保育事業	担当課：こども子育て支援課	評価：A
【事業内容】 ○保護者の就労の多様化に対応するため、日曜日・祝日も含め、年間を通じて開所し、保育を必要とする児童を預かります。 【評価】 ○子育ておよび就労の両立を支援するため、本事業を実施する施設に対して給付費の加算を行ない、事業の推進を促したことにより、働く保護者の利便性向上に寄与しました。		
⑤ 病児保育事業	担当課：こども子育て支援課	評価：A
【事業内容】 ○病気の急性期または回復期にあつて、集団保育が困難な児童で、かつ保護者が勤務等の都合により家庭で保育を行うことができない場合に、病院等に設置された専用スペースにおいて一時的に保育を行います。 【評価】 ○子育ておよび就労の両立を支援するため、本事業を委託により実施し、安心して子育てができる環境づくりに努めました。		
⑥ 障害児保育事業	担当課：こども子育て支援課	評価：A
【事業内容】 ○集団保育が可能な障害児を対象として保育を行います。 【評価】 ○本事業を実施する施設に対して補助金を交付し、事業の推進を促したことにより、障害を持つ児童と保護者を支援しました。		
⑦ 子育て短期支援事業【新規】	担当課：健康増進課	評価：－
【事業内容】 ○保護者の疾病等の理由により児童を養育することが一時的に困難になった場合、施設等に短期間児童を預け、児童および保護者を支援します。		
⑧ 保育所等整備事業	担当課：こども子育て支援課	評価：A
【事業内容】 ○快適な保育環境と児童の安全確保を図るため、保育所整備への支援を行います。 【評価】 ○2019（令和元）年度に保育所等整備を実施する施設に補助を行い、快適な保育環境の整備と児童の安全確保を図りました。		



推進施策（２）地域における子育ての支援

施策の取組

① 放課後児童クラブの充実

国が示す「放課後児童クラブ運営方針」や「十和田市放課後児童健全育成施設条例」「十和田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例」に基づき、保護者のニーズや子どもが安心して過ごせる場として相応しい環境づくりに努めます。

また、待機児童発生防止のため、創意工夫を図ります。

② 子育て支援センターの充実

すべての子育て家庭への支援を行う観点から、子育て支援センターの機能の充実を図るとともに、子育て親子の交流や育児不安の解消など、様々な子育て支援サービスの強化を図ります。

主な施策・事業

① 放課後児童健全育成事業	担当課：こども子育て支援課	評価：A
<p>【事業内容】</p> <p>○学校の放課後等に、家庭に保護者がいない児童を対象として、登録制による学童保育を行い、児童の健全育成に取り組めます。</p> <p>【評価】</p> <p>○2015（平成27）年度から児童の対象学年を6学年までに拡大、また、2016（平成28）年度から土曜日・長期休業日の開館時間を前後30分延長しました。また、2017（平成29）年度から2019（令和元）年度にわたり新たに5施設を開設しました。</p>		
② 地域子育て支援拠点事業	担当課：こども子育て支援課	評価：A
<p>【事業内容】</p> <p>○乳幼児とその親を対象に、様々な行事を通じた交流や、家庭での子育てに関する不安や悩み等の解消のための相談事業などにより、子育てを支援します。</p> <p>【評価】</p> <p>○本事業を委託により実施し、安心して子育てができる環境づくりを図りました。</p>		



推進施策（3）子育て支援ネットワークづくり

施策の取組

① 関係機関の連携強化

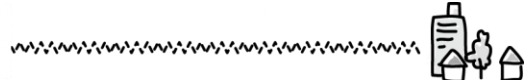
保育所や認定こども園等、学校、公共機関、地域住民等地域資源を有機的に連携させて、相互の情報交換およびネットワークの形成を強化します。

② 子育て支援情報の提供

子育て支援情報を総合的にまとめた子育てガイドブック等を通じて情報を提供します。

主な施策・事業

① 地域子育て支援拠点事業【再掲】	担当課：こども子育て支援課	評価：A
<p>【事業内容】</p> <p>○乳幼児とその親を対象に、様々な行事を通じた交流や、家庭での子育てに関する不安や悩み等の解消のための相談事業などにより、子育てを支援します。</p> <p>【評価】</p> <p>○本事業を委託により実施し、安心して子育てができる環境づくりを図りました。</p>		
② 学校評議員配置事業	担当課：教育総務課	評価：A
<p>【事業内容】</p> <p>○地域や保護者の意見を幅広く聞き、地域に開かれた学校を実現するために、学校評議員を設置し活動を行います。</p> <p>【評価】</p> <p>○参観日や行事等への参加を通して、学校経営や教育活動についての評価や意見は、今年度の反省や次年度の教育活動の参考としました。また、地域の子どもたちの様子について情報交換を行うことで、学校と地域との連携を深めました。</p>		
③ 少子化対策・子育て支援総合ガイドブックの作成	担当課：健康増進課	評価：A
<p>【事業内容】</p> <p>○子育て支援情報を総合的にまとめた子育てガイドとして「子どもすこやか手帳」を配布し、予防接種や乳幼児健診等子育てに必要な情報を提供します。</p> <p>【評価】</p> <p>○2017（平成29）年10月からは、携帯電話等から簡単に予防接種や乳幼児健診等子育てに関する情報を得ることができる「とわだDE子育て応援ナビ」がスタートし、安心した子育て環境の充実を図りました。</p>		



推進施策（４）児童健全育成支援の充実

施策の取組

① 新・放課後子ども総合プランの推進

子どもたちが分け隔てなく遊び、交流し、活動できる居場所づくりとして推進されるよう、関係者との連携強化を図り、放課後子ども教室と放課後児童クラブ（仲よし会）の連携した運営を充実していきます。

② 健全育成環境の整備

青少年の健全育成や非行防止のため、家庭、学校、地域社会等との連携を強化し、非行の早期発見・指導を目的とした活動の充実を図ります。

主な施策・事業

① 新・放課後子ども総合プラン	担当課：スポーツ・生涯学習課	評価：A
<p>【事業内容】</p> <p>○放課後子ども教室と放課後児童クラブ（仲よし会）の連携強化を図ります。</p> <p>【評価】</p> <p>○子どもたちが活動できる居場所として、放課後子ども教室と放課後児童クラブ（仲よし会）との一体型の実施に取り組みました。</p>		
② 学校施設開放の促進	担当課：スポーツ・生涯学習課	評価：A
<p>【事業内容】</p> <p>○子どものスポーツ活動の場として、休日の学校施設開放を促進します。</p> <p>【評価】</p> <p>○スポーツ少年団・スポーツクラブに放課後・休日のスポーツ活動の場として、利用を広めました。</p>		
③ 絵本の読み聞かせの推進	担当課：健康増進課	評価：A
<p>【事業内容】</p> <p>○絵本を通じて、親子のコミュニケーションを図ることの大切さを知らせ、家庭においても絵本の読み聞かせができるように働きかけます。</p> <p>【評価】</p> <p>○4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児発達健康診査、3歳児健康診査において、絵本を通じて親子のコミュニケーションの大切さを伝え、家庭での読み聞かせの推進を図りました。</p>		



基本目標2 親と子の健康確保および増進

推進施策（1）子どもや母親の健康の確保

施策の取組

① 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援

妊娠期、出産期、新生児期および乳幼児期等ライフステージの各段階に応じたきめ細かい支援を行うため、「子育て世代包括支援センター」を設置します。

② 妊産婦講座等の充実

妊娠中の保健や栄養等の情報提供や妊産婦の悩みや不安解消のための相談など、講座の充実に努め、妊産婦が安心して出産できる環境づくりを推進します。

③ 乳幼児健康診査・健康相談の充実

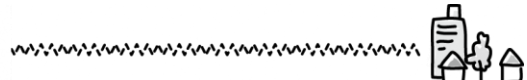
乳幼児健康診査の受診率の向上を図り、事後指導や健康相談の充実に努めます。

④ 医療費助成の充実

子どもやひとり親世帯に対して医療費等を助成し、経済的負担の軽減を図ります。

主な施策・事業

① 妊娠期からの支援体制の強化【新規】	担当課：健康増進課	評価：－
【事業内容】 ○2020（令和2）年4月から、「子育て世代包括支援センター」を設置し、妊娠期から育児期までの母子の健康が確保されるよう、母子保健事業との連携を密にし、健康診査、訪問指導、保健指導等の充実および親への相談指導等、児童虐待の発生予防の観点を含め継続した支援体制の整備を図ります。		
② 母親教室（ほっとマミーサロン）	担当課：健康増進課	評価：A
【事業内容】 ○妊産婦の孤立感や育児不安の軽減を図るため、妊娠期から産後にかけて個別相談や親同士の交流等の支援を行います。 【評価】 ○2015（平成27）・2016（平成28）年度は、名称を「パパママ教室」とし教室を開催しました。2017（平成29）年度からは妊産婦交流の場として「ほっとマミーサロン」を実施し、育児不安の軽減を図りました。		





③ 両親学級（パパママ教室）	担当課：健康増進課	評価：A
<p>【事業内容】</p> <p>○両親が妊娠・出産・育児の大切さを知り、育児の負担が母親だけにかからないように、夫の育児参加を促進し、夫婦の役割分担を再認識する機会とし、育児不安の軽減や夫婦のコミュニケーションを図ります。</p> <p>【評価】</p> <p>○両親が協力して育児ができるよう2019（令和元）年度からパパママ教室と名称変更し、継続実施することにより、安心して出産・育児できる環境づくりを推進しました。</p>		
④ 妊婦委託健康診査事業	担当課：健康増進課	評価：A
<p>【事業内容】</p> <p>○妊婦の疾病予防と妊娠期の異常を早期発見するため、指定医療機関等で実施する妊婦健診の受診票を交付して助成します。</p> <p>【評価】</p> <p>○妊婦健診の受診率は85%台で推移し、妊婦の健康管理の充実と経済的負担を軽減しました。</p>		
⑤ 母子健康手帳交付	担当課：健康増進課	評価：A
<p>【事業内容】</p> <p>○母子の健康確保のため早期の妊娠届出を勧奨し、母子健康手帳を交付します。</p> <p>【評価】</p> <p>○母子健康手帳を交付し保健指導することにより、妊娠中の健康管理について支援しました。</p>		
⑥ 産婦・新生児訪問指導	担当課：健康増進課	評価：A
<p>【事業内容】</p> <p>○出産後早期に産婦・新生児宅を訪問し、子育て支援・保健指導を行います。</p> <p>【評価】</p> <p>○早期に母子の健康増進および産後うつに関するスクリーニングを行い、子育ての不安の軽減を図りました。</p>		
⑦ 乳児委託健康診査事業	担当課：健康増進課	評価：A
<p>【事業内容】</p> <p>○乳児の疾病予防と発育時の異常を早期発見し、適切な医療・保健指導を推進します。</p> <p>【評価】</p> <p>○乳児の発育発達の遅れや病気の早期発見および健康の保持増進を図りました。</p>		
⑧ 定期健診事業	担当課：健康増進課	評価：A
<p>【事業内容】</p> <p>○乳幼児の健康の保持増進および保護者の育児を支援することを目的に4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児発達健康診査、3歳児健康診査など各種健診を行います。</p> <p>【評価】</p> <p>○未受診者には個別通知を行うなど乳幼児の健全な育成を図りました。</p>		
⑨ 予防接種	担当課：健康増進課	評価：A
<p>【事業内容】</p> <p>○適切な時期に予防接種が実施できるよう保健指導を行い、感染症の予防について支援します。</p> <p>【評価】</p> <p>○乳幼児健診時に予防接種の進め方について保健指導し、転入者についてはハガキでの案内を通して定期接種を勧め、感染症の発生および蔓延予防を図りました。</p>		





⑩ 母子保健相談	担当課：健康増進課	評価：A
【事業内容】 ○乳幼児期から思春期において経過観察が必要な子どもとその保護者に対し、子どもの心身の発達を促し、保護者の育児不安の軽減ができるよう健康相談を行います。		
【評価】 ○経過観察が必要な子どもや不安を抱えている保護者に対し、乳幼児相談、発達支援相談等を実施することにより、乳幼児の発達を促し、保護者の育児不安の軽減に繋がりました。		
⑪ 子ども医療費の給付	担当課：こども子育て支援課	評価：A
【事業内容】 ○子どもが元気ではつらつと育つことを目的とし、乳幼児から中学生までの医療費を助成します。		
【評価】 ○子どもの保健および出生・育児環境の向上を図りました。		
⑫ ひとり親家庭等医療費助成事業	担当課：こども子育て支援課	評価：A
【事業内容】 ○ひとり親家庭等の子どもおよび親に対して、医療費の一部を助成します。		
【評価】 ○医療費を支給したことにより、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図りました。		

推進施策（2）食育の推進

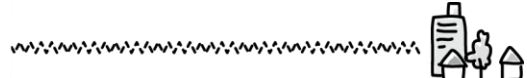
施策の取組

① 食育の推進

保育所・幼稚園・小中学校などへ健康教育等により食育の推進を図ります。

主な施策・事業

① 保育所における食育教育	担当課：健康増進課	評価：A
【事業内容】 ○食生活、生活リズムの大切さを啓発し、乳幼児の健康確保を図ります。		
【評価】 ○子どもの頃から生活習慣の確立に向けて、食育等の講座を保護者向けに実施し、親子が健康的な食生活を営めるような知識を提供しました。		
② 母親教室（ほっとマミーサロン） 【再掲】	担当課：健康増進課	評価：A
【事業内容】 ○妊産婦の孤立感や育児不安の軽減を図るため、妊娠期から産後にかけて個別相談や親同士の交流等の支援を行います。		
【評価】 ○2015（平成27）・2016（平成28）年度は、名称を「パパママ教室」とし教室を開催しました。2017（平成29）年度からは妊産婦交流の場として「ほっとマミーサロン」を実施し、育児不安の軽減を図りました。		



③ 栄養相談の推進	担当課：健康増進課	評価：A
<p>【事業内容】</p> <p>○子どもたちの健康で丈夫な体づくりを目指し、正しい食習慣を身につけるための栄養相談を推進します。</p> <p>【評価】</p> <p>○妊産婦および乳幼児等を対象に、乳幼児健康診査の個別相談および栄養相談日に、栄養士による支援を実施し、食に関する知識を得て理解を深める機会としました。</p>		

推進施策（3）思春期保健対策の充実

施策の取組

① 思春期保健対策

命の尊さや育児の楽しさを学ぶ機会として乳幼児とのふれあい体験を実施します。
また、薬物乱用、喫煙が心身に与える影響などの教育等を推進し、広報啓発活動に努めます。

② 相談体制の充実

思春期における子どもの心の健康に関して、気軽に相談できる体制の充実を図ります。

主な施策・事業

① 赤ちゃんふれあい体験学習事前学習	担当課：健康増進課	評価：A
<p>【事業内容】</p> <p>○次代の親となる中学生が実際に赤ちゃんふれあうことで、命の尊さや自分の心身の変化、育児の楽しさを体験を通して学ぶ機会において事前学習を行います。</p> <p>【評価】</p> <p>○各学校からの依頼に応じて赤ちゃんふれあい体験の事前学習を実施することにより、命を大切にすること等を学ぶ機会を提供しました。</p>		
② 学校における思春期保健対策	担当課：健康増進課	評価：A
<p>【事業内容】</p> <p>○各学校を通じて、性や飲酒、喫煙、薬物がもたらす心身への影響などの教育を行い、児童の健全育成を推進します。</p> <p>【評価】</p> <p>○学校からの依頼に応じて性教育を行うなどの健康教育を実施しました。また、2019（令和元）年度からは、SOSの出し方について中学生を対象として健康教育を開始し、生活上の困難やストレスに直面したときの対処する力やライフスキルを身につける機会としました。</p>		



基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

推進施策（1）次代の親の育成

推進施策（2）子どもの生きる力の育成にむけた学校教育の整備

推進施策（3）家庭や地域の教育力の向上

推進施策（4）子どもを取り巻く有害環境対策の推進

施策の取組

① 学校教育の整備

学校教育のさらなる改善にむけた支援に努めるとともに、学校と家庭・地域の連携強化を進め、地域全体で子どもを見守る環境整備に努めます。

② 家庭教育の推進

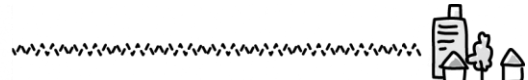
家庭教育学級の実施や子育て相談の実施など、家庭教育の充実を目指し事業の積極的な展開を図ります。

③ 有害環境対策の推進

子どもの携帯電話の利用指導、フィルタリングの普及促進に努め、子どもたちがインターネット上のいじめや有害情報等に巻き込まれないよう、学校、家庭において、正しい知識やモラル教育を推進します。

主な施策・事業

① 赤ちゃんふれあい体験学習事前学習 【再掲】	担当課：健康増進課	評価：A
<p>【事業内容】</p> <p>○次代の親となる中学生が実際に赤ちゃんふれあうことで、命の尊さや自分の心身の変化、育児の楽しさを体験を通して学ぶ機会において事前学習を行います。</p> <p>【評価】</p> <p>○各学校からの依頼に応じて赤ちゃんふれあい体験の事前学習を実施することにより、命を大切にすること等を学ぶ機会を提供しました。</p>		
② 学校施設整備事業	担当課：教育総務課	評価：A
<p>【事業内容】</p> <p>○老朽化した学校施設を改築し、教育環境の改善と安全確保の整備を図ります。</p> <p>【評価】</p> <p>○老朽化した学校施設を改築し、教育環境の改善と安全確保の整備等を図りました。</p>		



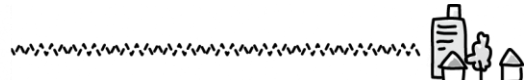


③ 就学援助事業	担当課：教育総務課	評価：A
<p>【事業内容】 ○経済的理由により、子どもを就学させることが困難であると認められた家庭に対し、学用品・通学用品等の援助を行います。</p> <p>【評価】 ○経済的な不安を抱える世帯に属する児童・生徒の、義務教育を受けるために必要な経費を援助することにより、義務教育の円滑な実施を図りました。</p>		
④ 外国語指導助手（ALT）の活用	担当課：指導課	評価：A
<p>【事業内容】 ○「英語指導助手（ALT・ACT）の活用」の事業内容を見直し、継続的な実施を行い、外国語指導助手（ALT）を小・中学校へ派遣します。</p> <p>【評価】 ○市立小・中学校にALTを派遣し、小学校外国語活動は全時間、中学校外国語科は週1時間ティームティーチングを実施することにより、児童生徒の英語を通してコミュニケーションを図る資質・能力の育成を図りました。</p>		
⑤ 教育相談体制の充実	担当課：指導課	評価：A
<p>【事業内容】 ○教育相談室、適応指導教室および教育相談員の学校派遣により、教育相談体制の充実に努めます。</p> <p>【評価】 ○不登校傾向の児童生徒が一部登校ができるようになったり、希望の進路先（高校）へ進学したりするなど、教育相談室・適応指導教室および派遣教育相談員と学校が連携した取り組みを通して成果を上げることに努めました。</p>		
⑥ 体育の充実	担当課：指導課	評価：B
<p>【事業内容】 ○指導計画・指導方法の工夫を行い、児童の健やかな身体の育成に努めます。</p> <p>【評価】 ○体力テストの結果では、全国・県と比較すると、ほぼ同様の結果であるものの、これまで取り組んできた指導計画や指導方法の工夫をさらに具体化し、運動の苦手な児童生徒のための指導方法の工夫に努めました。</p>		
⑦ 健康教育の充実	担当課：指導課	評価：B
<p>【事業内容】 ○関係機関・団体との連携等による指導の充実を図り、健康教育の充実を図ります。</p> <p>【評価】 ○本市の児童生徒は肥満出現率が高く、肥満改善のための取り組みを各校で工夫しています。肥満出現率が明確には改善していませんが、悪化していないのは、食育、望ましい生活習慣の確立、運動習慣づくり等、関係機関・団体との連携等により、各校の健康教育が充実してきた成果が現れました。</p>		
⑧ 健やかな体の育成・食育の充実	担当課：教育総務課 健康増進課	評価：A
<p>【事業内容】 ○給食を通して栄養の知識や食の大切さを指導するとともに、地産地消を推進します。</p> <p>【評価】 ○市内小中学校において、各校特色のある食育の取り組みを実施し、十和田市食育・地産地消推進計画に基づき、十和田食育推進市民会議において毎年テーマを決めて協議し、取り組みの推進を図りました。</p>		





⑨ 開かれた学校づくり	担当課：教育総務課	評価：A
<p>【事業内容】 ○学校評議員制度を活用し、開かれた学校づくりを進めます。</p> <p>【評価】 ○学校と評議員との協議を行い、地域、保護者と協力し開かれた学校運営を実施しました。</p>		
⑩ 十和田市連合PTAへの支援	担当課：スポーツ・生涯学習課	評価：A
<p>【事業内容】 ○PTA連絡協議会や各活動の補助および行事への協力を行い、信頼される学校づくりに向けて体制整備を推進します。</p> <p>【評価】 ○各種事業の運営に対する支援に努め、活動の推進を図りました。</p>		
⑪ 保育所、幼稚園と小学校の連携	担当課：指導課	評価：A
<p>【事業内容】 ○保育所や幼稚園から小学校への円滑な移行のための連携強化を図ることで、幼児教育の充実を図ります。</p> <p>【評価】 ○幼・保・小連携リーフレットに基づいた「共通実践できること（したいこと）」における保育施設等および小学校での連携した取り組みの実現に努めました。</p>		
⑫ 学校施設開放の促進【再掲】	担当課：スポーツ・生涯学習課	評価：A
<p>【事業内容】 ○子どものスポーツ活動の場として、休日の学校施設開放を促進します。</p> <p>【評価】 ○スポーツ少年団・スポーツクラブに放課後・休日のスポーツ活動の場として、利用を広めました。</p>		
⑬ 子育て相談の充実	担当課：健康増進課	評価：A
<p>【事業内容】 ○子育て中の家庭がもつ子育ての悩みや不安の解消ができるよう子育て相談を行います。</p> <p>【評価】 ○子どものこころの相談等を実施することにより、思春期の不安や悩みの軽減に繋がりました。</p>		
⑭ 地域ぐるみ青少年健全育成活動の推進	担当課：スポーツ・生涯学習課	評価：A
<p>【事業内容】 ○各種関係機関との連携を強化し、地域における青少年健全育成活動を推進します。</p> <p>【評価】 ○青少年育成十和田市民会議と連携し、青少年育成十和田市民大会や構成団体等合同研修会を開催するなど、青少年健全育成の推進に努めました。</p>		
⑮ インターネットの適正利用の啓発	担当課：スポーツ・生涯学習課 指導課	評価：A
<p>【事業内容】 ○インターネット利用のための正しい知識やモラルを習熟させるとともに、出会い系サイトやアダルトサイト等による犯罪防止および被害防止のための啓発をします。</p> <p>【評価】 ○インターネット利用に係る情報モラル指導について、PTAの研修会（家庭教育支援事業）で講演等を行ったり、小・中学校の教職員対象に研修や指導資料を提供したりするなど、各学校において適切な指導が行われるよう指導・支援の実施に努めました。また、関連してネット依存による健康被害について、教職員および中学校生徒対象に講話実施を図りました。</p>		



基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備

推進施策（１）安全な道路交通環境の整備

推進施策（２）安全で安心できるまちづくりの推進

施策の取組

① 生活環境の整備

道路整備時における交通安全対策への配慮、通園・通学路や日常的に集団で移動する経路の安全状況の確認等により整備します。

② 通学路の安全確保

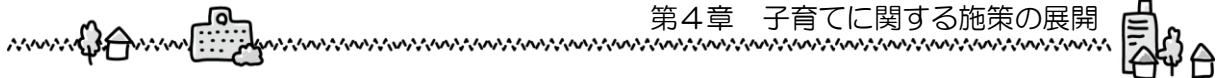
冬場の安全な通学路の確保のため除排雪に努めます。

③ 子育てにやさしい生活環境

子育て家庭にやさしい環境づくりとして、公共施設のトイレ等にベビーシートやおむつ交換台の設置、授乳スペースの確保を進めます。

主な施策・事業

① 交通安全施設の整備	担当課：土木課	評価：A
<p>【事業内容】</p> <p>○道路照明灯、道路警戒標識、ガードレール、カーブミラー、防護柵、道路反射鏡の設置等を整備することで、子どもをはじめとする交通弱者の安全確保を図ります。</p> <p>【評価】</p> <p>○学校やPTA等からの情報提供により、通学路への道路照明灯の設置、死角のある交差点へ反射鏡の設置を行うとともに、老朽化した施設の更新作業を行い、安全確保に努めました。</p>		
② 道路整備	担当課：土木課	評価：A
<p>【事業内容】</p> <p>○市街地発展の動向を勘案して、生活関連道路を整備します。</p> <p>【評価】</p> <p>○幹線道路の維持管理補修を行うとともに、生活道路の整備を順次行いました。</p>		
③ 犯罪・防犯に関する情報交換事業	担当課：まちづくり支援課	評価：A
<p>【事業内容】</p> <p>○子どもを犯罪から守るために、防犯のための情報交換を定期的に行い、地域の防犯に努めます。</p> <p>【評価】</p> <p>○警察との連携を密にし、駒らんメール等を活用しながら情報発信に努めました。</p>		



<p>④ 地域防犯活動促進事業</p>	<p>担当課：まちづくり支援課</p>	<p>評価：A</p>
<p>【事業内容】</p> <p>○犯罪を未然に防止するため、地域ぐるみで不審者のチェック、不審車両のナンバーチェックに努めるとともに、市民の防犯に関する意識の高揚を図ります。</p> <p>【評価】</p> <p>○警察との連携を密にし、駒らんメール等を活用しながら情報発信に努めました。</p>		
<p>⑤ 防犯灯の整備</p>	<p>担当課：まちづくり支援課</p>	<p>評価：A</p>
<p>【事業内容】</p> <p>○安全で安心なまちづくりを進めることを目的に、防犯灯および町内会が設置する街路灯の整備を推進します。</p> <p>【評価・今後の方針】</p> <p>○町内会等の要望に基づき適切な設置に努めました。</p>		

基本目標5 子育てと仕事の調和の実現

推進施策（１）多様な働き方の実現および男女共同参画社会の推進

推進施策（２）仕事と生活の調和

施策の取組

① 男女共同参画社会の推進

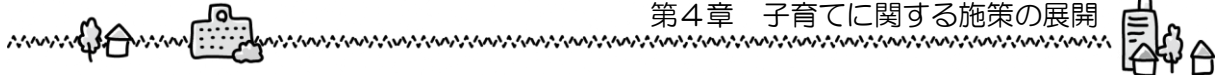
夫婦で協力しながら子育てに取り組めるよう、引き続き両親学級の充実を図ります。

② 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及啓発

多様な働き方を選択しやすい環境づくりや育児休業制度、超過労働の縮減など子どもとのふれあいの時間を確保できるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及啓発を図ります。

主な施策・事業

① 労働相談・職業相談の開催協力	担当課：商工観光課	評価：A
<p>【事業内容】</p> <p>○労働問題および職業相談の開催協力と広報等による周知を図ります。</p> <p>【評価】</p> <p>○青森労働局で開催している労働相談会について、市の広報およびホームページ、チラシ等で周知を行いました。</p>		
② ハローワーク等関係機関との連携	担当課：商工観光課	評価：A
<p>【事業内容】</p> <p>○関係機関と連携した雇用および労働条件の改善を図ります。</p> <p>【評価】</p> <p>○ハローワークで毎週発行している求人情報チラシを市のホームページに掲載し、十分に周知活動を行い、市とハローワーク共催でミニ求人説明会・面接会を開催するなど、就職機会の確保に努めました。</p>		
③ 仕事と家庭の調和のための広報・啓発	担当課：総務課	評価：A
<p>【事業内容】</p> <p>○男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法等の周知を図るとともに、企業における子育てしやすい体制づくりを働きかけます。</p> <p>【評価】</p> <p>○男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法などにかかる情報について広報やホームページに掲載し周知するとともに、広報「男女共同参画」のページに仕事と生活の調和にかかる記事を掲載し、啓発に努めました。</p>		



④ 両親学級（パパママ教室）【再掲】	担当課：健康増進課	評価：A
<p>【事業内容】</p> <p>○両親が妊娠・出産・育児の大切さを知り、育児の負担が母親だけにかからないように、夫の育児参加を促進し、夫婦の役割分担を再認識する機会とし、育児不安の軽減や夫婦のコミュニケーションを図ります。</p> <p>【評価】</p> <p>○妊婦夫婦やその家族が協力して育児ができるよう2019（令和元）年度からパパママ教室と名称変更し、継続実施することにより、安心して出産・育児できる環境づくりを推進しました。</p>		

基本目標6 子どもの安全確保の推進

推進施策（1）子どもの交通安全を確保するための活動の推進

推進施策（2）子どもを犯罪の被害から守るための活動の推進

施策の取組

① 子どもの安全確保

地域ぐるみで「セーフティプロモーション」を実践し、交通安全活動をはじめ、事故防止のため危険箇所改善対策活動等を行い、安全で安心な街づくりを目指します。

② 子どもの保護の推進

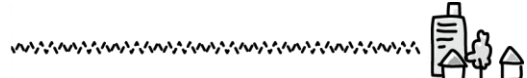
犯罪の被害に遭った子どもの継続的支援活動を、医療・福祉・教育等の各機関で連携し、効果的に推進します。

主な施策・事業

① 地域と関係機関による交通安全指導の実施事業	担当課：まちづくり支援課	評価：A
<p>【事業内容】</p> <p>○保護者をはじめとする地域住民、学校、関係機関が連携して交通安全指導を行い、子どもたちの安全を確保します。</p> <p>【評価】</p> <p>○市交通安全協会に委託し、小中学校等で交通安全教室を開催し、交通安全指導を行いました。</p>		
② 交通安全広報活動の推進	担当課：まちづくり支援課	評価：A
<p>【事業内容】</p> <p>○地域や関係機関が関連した街頭キャンペーン等を実施し、地域における交通安全啓発を図ります。</p> <p>【評価】</p> <p>○警察署が作成した交差点危険箇所マップの配布や「広報とわだ」で危険交差点を周知する等広報に努めました。</p>		
③ 交通事故防止の情報提供	担当課：まちづくり支援課	評価：A
<p>【事業内容】</p> <p>○子どもを交通事故の被害から守るため、情報提供を行い、交通事故撲滅に努めます。</p> <p>【評価】</p> <p>○警察署が作成した交差点危険箇所マップの配布や「広報とわだ」で危険交差点を周知する等情報提供に努めました。</p>		



④ 犯罪・防犯に関する情報交換事業【再掲】	担当課：まちづくり支援課	評価：A
【事業内容】 ○子どもを犯罪から守るために、防犯のための情報交換を定期的に行い、地域の防犯に努めます。 【評価】 ○警察との連携を密にし、駒らんメール等を活用しながら情報発信に努めました。		
⑤ 地域防犯活動促進事業【再掲】	担当課：まちづくり支援課	評価：A
【事業内容】 ○犯罪を未然に防止するため、地域ぐるみで不審者のチェック、不審車両のナンバーチェックに努めるとともに、市民の防犯に関する意識の高揚を図ります。 【評価】 ○警察との連携を密にし、駒らんメール等を活用しながら情報発信に努めました。		
⑥ 防犯灯の整備【再掲】	担当課：まちづくり支援課	評価：A
【事業内容】 ○安全で安心なまちづくりを進めることを目的に、防犯灯および町内会が設置する街路灯の整備を推進します。 【評価】 ○町内会等の要望に基づき適切な設置に努めました。		
⑦ 地域安全広報活動の推進	担当課：まちづくり支援課	評価：A
【事業内容】 ○地域や関係機関が連携した街頭キャンペーン等を行い、地域全体で子どもを犯罪から守る体制づくりを推進します。 【評価】 ○警察との連携を密にし、駒らんメール等を活用しながら情報発信に努めました。		
⑧ 犯罪・被害情報の提供	担当課：まちづくり支援課	評価：A
【事業内容】 ○子どもを犯罪の被害から守るための情報提供を行い、犯罪の被害に遭わない体制づくりを推進します。 【評価】 ○警察との連携を密にし、駒らんメール等を活用しながら情報発信に努めました。		
⑨ パトロール活動の推進	担当課：まちづくり支援課	評価：A
【事業内容】 ○地域と関係機関が連携したパトロール活動を展開し、子どもの安全確保に努めます。 【評価】 ○青少年補導員を委嘱し、児童生徒が集まる場所等をパトロールし、非行の防止に努めました。		



基本目標 7 要保護児童へのきめ細やかな取組の推進

推進施策（1）児童虐待防止対策の充実

推進施策（2）ひとり親家庭等の自立支援の推進

推進施策（3）障害児施策の推進

施策の取組

① 児童虐待防止対策の充実

児童虐待を早期に発見し、適切な対応により虐待から児童を守るため、要保護児童対策協議会関係機関との連携の強化や情報の共有を図ります。

② ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等の親子が地域社会の中で健康で安心した生活が送れるよう、ひとり親家庭等に対する子育て支援、生活支援、就業・就労支援などの自立支援対策を総合的に行える体制の構築を図ります。

③ 障害児施策の推進

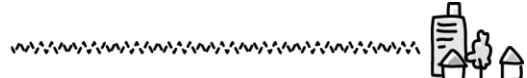
障害児保育や小・中学生の障害に応じた特別支援教育を推進します。

主な施策・事業

① 民生委員児童委員協議会（児童部会）	担当課：生活福祉課	評価：A
<p>【事業内容】</p> <p>○児童・生徒の健全育成を目指し、民生委員・児童委員が小・中学校を訪問し児童虐待等の問題が早期発見できるように取り組みを強化します。</p> <p>【評価】</p> <p>○地域の幼稚園、保育所、小学校、中学校を訪問し、民生委員・児童委員の通学時の見守り活動や、学校での児童虐待の早期発見に向けた取り組みなどについて意見交換をしました。</p>		
② 児童虐待防止体制の充実【新規】	担当課：健康増進課	評価：－
<p>【事業内容】</p> <p>○2019（平成31）年4月に設置した「こども家庭相談センター」と、2020（令和2）年4月に設置する「子育て世代包括支援センター」を、保健センターで一体的に運営することにより、児童虐待の未然防止、早期発見のための家庭相談や妊娠期から子育て期に亘る総合的な支援を行います。</p>		



③ 虐待に関する相談の充実	担当課：健康増進課	評価：A
【事業内容】 ○家庭相談員による児童虐待に関する相談、指導を行い児童虐待防止に努めます。 【評価】 ○2019（平成31）年4月に「十和田市こども家庭相談センター」を設置し、適切な相談および指導を行いました。		
④ 民生児童委員の活用	担当課：健康増進課	評価：A
【事業内容】 ○児童虐待の早期発見、早期対応を実現するため、民生児童委員を積極的に活用し、児童虐待の実態把握に努めます。 【評価】 ○地域の実情を知る民生委員から児童や妊産婦の情報提供を受け、必要な支援を行いました。		
⑤ ひとり親家庭等医療費助成事業 【再掲】	担当課：こども子育て支援課	評価：A
【事業内容】 ○ひとり親家庭等の児童および親に対して、医療費の一部を助成します。 【評価】 ○医療費を支給したことにより、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図りました。		
⑥ 母子生活支援施設措置事業	担当課：健康増進課	評価：A
【事業内容】 ○監護すべき児童の福祉に欠ける母子の自立促進を目的に、施設入所措置を行い保護するとともに、生活支援を行います。 【評価】 ○2016（平成28）年度から2019（平成31）年度までで延べ7世帯の入所措置を行い、母子家庭の自立・生活の支援を行いました。		
⑦ 遺児援護対策事業	担当課：こども子育て支援課	評価：A
【事業内容】 ○遺児の健全な育成を図るため、入学祝金・卒業祝金および弔慰金を支給します。 【評価】 ○対象児童を看護する保護者に対して、小・中学入学祝金を支給しました。2021（令和3）年度に終了予定です。		
⑧ 児童扶養手当給付事業	担当課：こども子育て支援課	評価：A
【事業内容】 ○児童扶養手当法に基づき、ひとり親家庭等の児童の心身の健やかな成長に寄与するため、手当を給付します。 【評価】 ○離婚などで父または母と生計をともにしていない18歳未満の児童を看護しているひとり親家庭等に手当を支給しました。		
⑨ 母子寡婦福祉資金貸付の紹介	担当課：こども子育て支援課	評価：A
【事業内容】 ○「母子および寡婦福祉法」に基づく福祉資金の貸付を紹介します。 【評価】 ○青森県が実施している貸付制度を利用希望者へ紹介し、活用を促しました。		



⑩ 障害児保育事業【再掲】	担当課：こども子育て支援課	評価：A
<p>【事業内容】</p> <p>○集団保育が可能な障害児を対象として保育を行います。</p> <p>【評価】</p> <p>○本事業を実施する施設に対して補助金を交付し、事業の推進を促したことにより、障害を持つ児童と保護者を支援しました。</p>		
⑪ 特別児童扶養手当・障害児福祉手当の支給	担当課：こども子育て支援課 生活福祉課	評価：A
<p>【事業内容】</p> <p>○特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、障害児と障害児の養育者に対して、手当を支給します。</p> <p>【評価】</p> <p>○青森県の委任事務として、市内に在住する支給対象者に対し窓口業務、文書の送付業務を行いました。</p>		
⑫ 特別支援教育の充実	担当課：教育総務課	評価：A
<p>【事業内容】</p> <p>○小・中学生を対象に、障害に応じた特別支援教育を実施します。また、保護者の希望に応じ、可能な限り補助員配置による教育の充実を図ります。</p> <p>【評価】</p> <p>○支援員を増員し、支援を必要とする児童生徒の学校生活全般の安定のみならず、保護者が安心し、学級担任が学習指導や学級経営により専念できるようになり、他の児童生徒、ひいては対象児童生徒への効果的な指導を支える基盤とすることができました。</p>		
⑬ 障害福祉サービス事業	担当課：生活福祉課	評価：A
<p>【事業内容】</p> <p>○児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。</p> <p>【評価】</p> <p>○児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などの障害福祉サービスを提供しました。</p>		



第5章

子ども・子育て支援事業の展開





第5章 子ども・子育て支援事業の展開

1 教育・保育事業等の提供区域

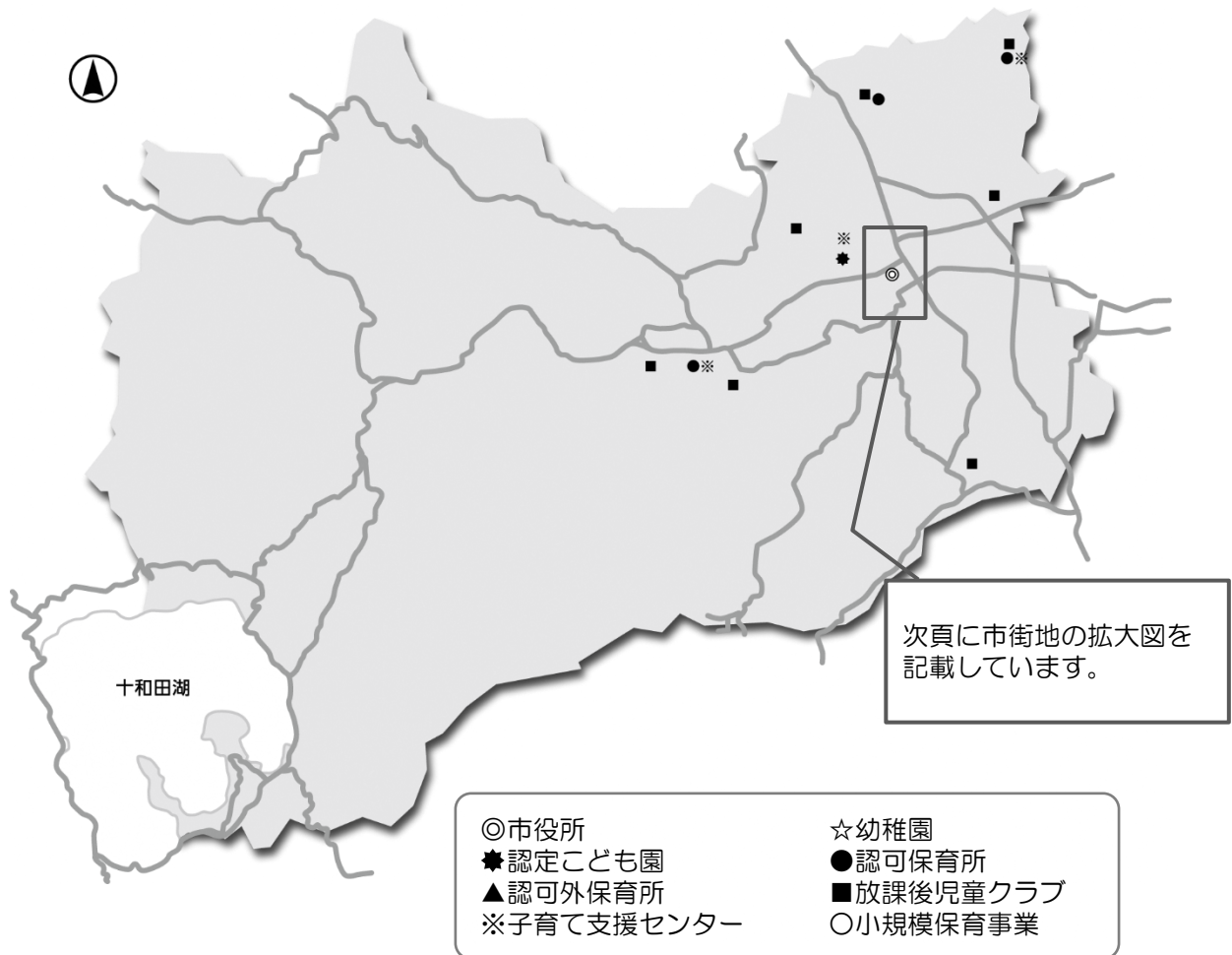
本市では地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育事業の現在の利用状況や施設整備状況などを総合的に勘案し、地域の実情に応じた教育・保育提供区域の設定、地域型保育事業の認可の際に行う需給調整の判断基準、地域子育て支援事業の提供区域も踏まえて、第一期計画に引き続き十和田市全域を1区域として設定します。

本市の子ども・子育て支援事業関連施設は、幼児教育・保育施設等は31か所となっています。

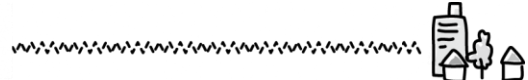
内訳は、幼稚園が2か所、認定こども園が10か所、認可保育所が17か所、認可外保育所が1か所、小規模保育事業が1か所です。

また、放課後児童クラブは14か所、子育て支援センターは7か所あります。

■ 十和田市子ども・子育て支援事業関連施設の位置図



※2020(令和2)年4月1日現在

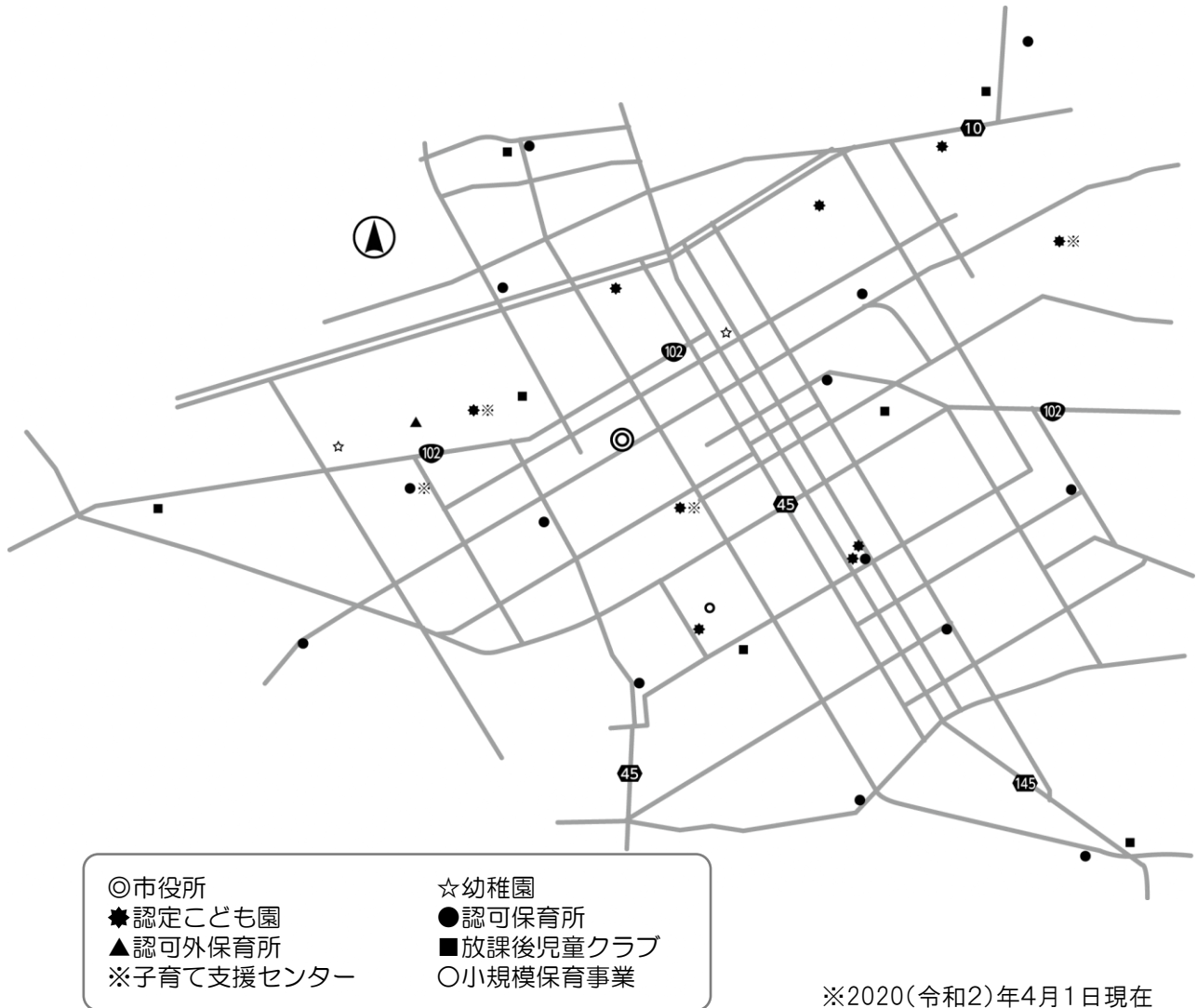


本市の市街地における子ども・子育て支援事業関連施設は、幼児教育・保育施設等は27か所となっています。

内訳は、幼稚園が2か所、認定こども園が9か所、認可保育所が14か所、認可外保育所が1か所、小規模保育事業が1か所です。

又、放課後児童クラブは7か所、子育て支援センターは4か所あります。

■ 市街地の子ども・子育て支援事業関連施設の位置図



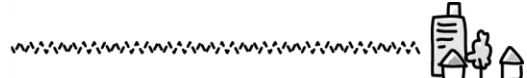
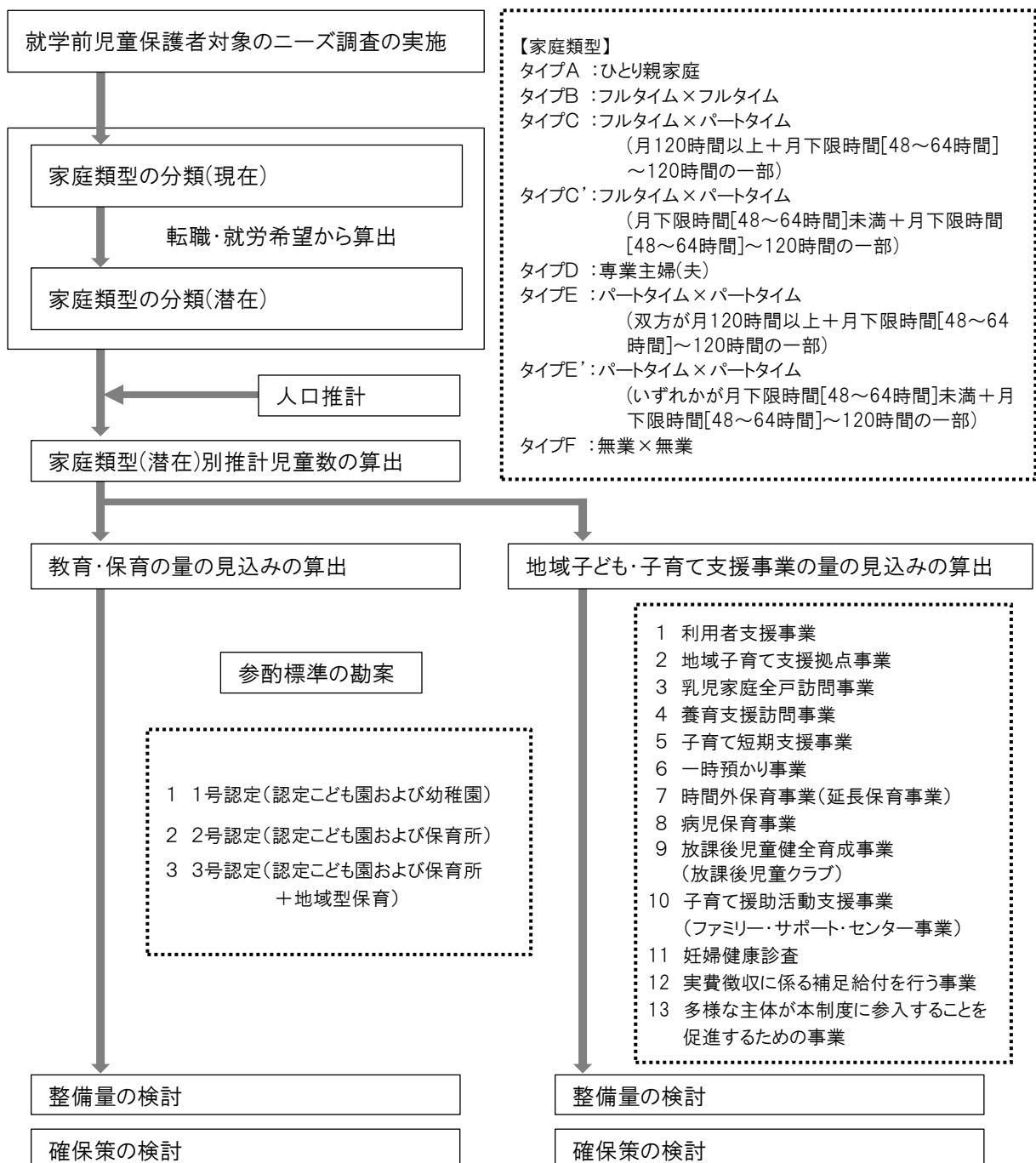


2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計

(1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」の手順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を検証しながら、補正を行いました。

■ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー





(2) 子ども人口の推計

本市の子ども人口の推計について、0～5歳では2017（平成29）年の2,608人から2024（令和6）年には2,092人と推計され516人（19.8%）の減少が予測されています。一方、6～11歳においても2017（平成29）年の2,922人から2024（令和6）年には2,507人と推計され415人（14.2%）の減少が予測されています。

■ 子ども人口の推移と推計

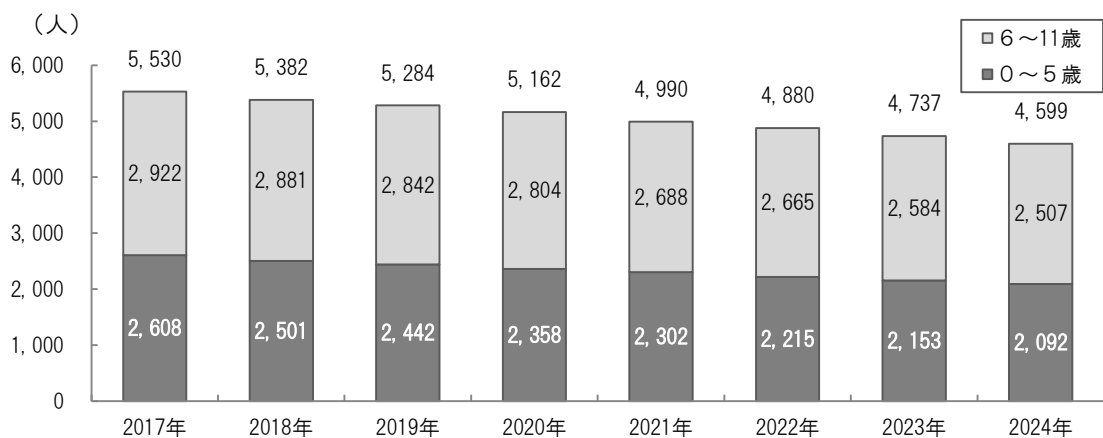
単位：人

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
0～11歳	5,530	5,382	5,284	5,162	4,990	4,880	4,737	4,599
0歳	400	374	379	364	349	335	326	313
1歳	432	393	372	378	369	354	340	331
2歳	417	426	398	379	378	369	354	340
3歳	457	414	420	397	383	382	373	358
4歳	443	454	418	430	396	382	381	372
5歳	459	440	455	410	427	393	379	378
0～5歳	2,608	2,501	2,442	2,358	2,302	2,215	2,153	2,092
6歳	477	454	443	449	408	425	391	377
7歳	455	476	453	441	453	411	428	394
8歳	526	452	471	457	441	454	411	428
9歳	491	532	452	479	460	444	458	414
10歳	482	486	538	452	476	457	441	455
11歳	491	481	485	526	450	474	455	439
6～11歳	2,922	2,881	2,842	2,804	2,688	2,665	2,584	2,507

資料：2017年～2019年は、住民基本台帳（各年3月31日）

2020年～2024年は、実績値を基にしたセンサス変化率法による推計（各年3月31日）

■ 子ども人口の推計





(3) 家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計

家庭類型（現在・潜在）別児童数は、国の手引きに従ってニーズ調査結果から家庭類型の現在割合とともに、今後1年以内に転職の希望や無業からの就労希望等の意向を反映させた潜在割合を算出し、推計します。

■ 児童（0～5歳）の家庭類型（現在・潜在）の割合

単位：％

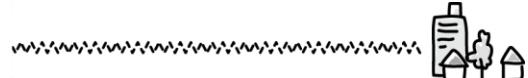
家庭類型	説明	現在	潜在
タイプA	ひとり親家庭	8.6	8.6
タイプB	フルタイム×フルタイム	56.3	61.2
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	20.7	18.8
タイプC'	フルタイム×パートタイム (月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	2.1	2.9
タイプD	専業主婦（夫）	12.3	8.3
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.0	0.0
タイプE'	パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.0	0.0
タイプF	無業×無業	0.1	0.1

そして、2020（令和2）年度～2024（令和6）年度の推計児童数に家庭類型（潜在）別の割合を乗じてそれぞれの児童数を算出します。

■ 推計年度別の児童数（0～5歳）

単位：％（潜在割合）、人（児童数）

家庭類型	潜在割合	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
タイプA	8.6	203	199	191	186	180
タイプB	61.2	1,444	1,410	1,356	1,318	1,281
タイプC	18.8	444	433	417	405	394
タイプC'	2.9	69	67	65	63	61
タイプD	8.3	195	190	183	178	173
タイプE	0.0	0	0	0	0	0
タイプE'	0.0	0	0	0	0	0
タイプF	0.1	3	3	3	3	3
推計児童数 (0～5歳)	100.0	2,358	2,302	2,215	2,153	2,092



3 教育・保育の量の見込みおよび確保方策

(1) 施設型事業

① 教育施設（幼稚園、認定こども園）

幼稚園は、学校教育法に基づく教育機関（学校）で、保護者の就労にかかわらず3歳から入園できますが、3歳になる学年（満3歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。一方、認定こども園は認可幼稚園と認可保育所が併設した県の認定を受けた施設であり、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型あります。

現 状

〇ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「認定こども園」は30.8%、「幼稚園」は7.4%の利用があります。

■ 教育施設（幼稚園、認定こども園）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①実利用者数	173	184	177	275	294
1号認定	173	184	177	275	294
②第一期計画値	345	345	345	328	328
市内施設	345	345	345	328	328
乖離（②－①）	172	161	168	53	34

（各年度4月1日現在）

■ 教育施設（幼稚園、認定こども園）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	279	272	261	255	250
1号認定	279	272	261	255	250
②確保目標量	368	368	368	368	368
特定教育・保育施設	368	368	368	368	368
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
市外施設での受入	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	89	96	107	113	118

（各年度4月1日現在）

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	<p>〇市内全体でのニーズは確保されており、提供体制に不足は生じない見込みです。</p> <p>〇既存施設により教育の提供を確保します。</p>



② 保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業）

認可保育施設は保護者の就労や病気などで、家庭でお子さんをみることができない場合に保護者の代わりに保育する施設であり、県の認可を受けた施設です。一方、認定こども園は認可幼稚園と認可保育所が併設した県の認定を受けた施設であり、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型あります。また、地域型保育事業は小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育施設（企業主導型保育施設）、居宅訪問型保育事業の総称です。

現 状

○快適な保育環境の整備と入所児童の安全を図るため、老朽化が著しく未改修の保育施設等で緊急性・必要性の高い施設等の整備に取り組んでいます。

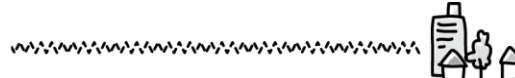
○ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「認可保育所」は60.0%、「認定こども園」は30.8%、「認可外保育施設」は1.6%、「小規模保育事業」は0.8%の利用があります。

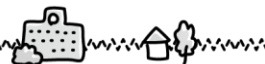
■ 保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①実利用者数	1,707	1,807	1,796	1,742	1,717
2号認定	971	1,023	1,028	984	970
3号認定	736	784	768	758	747
0歳	126	148	130	117	122
1・2歳	610	636	638	641	625
②第一期計画値	2,140	2,140	2,140	1,842	1,842
市内施設	2,140	2,140	2,140	1,842	1,842
乖離（②－①）	433	333	344	100	125

（各年度4月1日現在）





■ 保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	1,657	1,621	1,559	1,516	1,474
2号認定	919	896	859	842	823
教育ニーズ	308	301	288	282	276
保育ニーズ	611	595	571	560	547
3号認定	738	725	700	674	651
0歳	120	115	110	108	103
1・2歳	618	610	590	566	548
②確保目標量	1,931	1,931	1,931	1,931	1,931
特定教育・保育施設	1,912	1,912	1,912	1,912	1,912
2号認定	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001
教育ニーズ	314	314	314	314	314
保育ニーズ	687	687	687	687	687
3号認定	911	911	911	911	911
0歳	243	243	243	243	243
1・2歳	668	668	668	668	668
地域型保育	19	19	19	19	19
3号認定	19	19	19	19	19
0歳	3	3	3	3	3
1・2歳	16	16	16	16	16
乖離（②－①）	274	310	372	415	457

（各年度4月1日現在）

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	<p>○市内全体でのニーズは確保されており、提供体制に不足は生じない見込みです。</p> <p>○既存施設により保育の提供を確保します。</p>





(2) 地域型保育事業

① 小規模保育事業

国が定める最低基準に適合した保育施設で、市町村の認可を受けた定員6～19人で保育を実施します。

現 状

○2015（平成27）年度から1施設で実施しています。

○ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、0.8%が「小規模保育事業」を利用しています。

■ 小規模保育事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①年間総利用者数	1	12	12	15	12
3号認定	1	12	12	15	12
0歳	0	2	2	2	3
1・2歳	1	10	10	13	9
②第一期計画値	—	—	—	—	—
3号認定	—	—	—	—	—
0歳	—	—	—	—	—
1・2歳	—	—	—	—	—
乖離（②－①）	—	—	—	—	—

（各年度4月1日現在）



■ 小規模保育事業の量の見込みと確保目標量

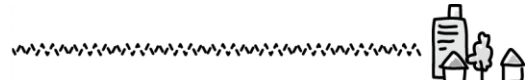
単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	12	12	12	12	12
3号認定	12	12	12	12	12
0歳	2	2	2	2	2
1・2歳	10	10	10	10	10
②確保目標量	19	19	19	19	19
3号認定	19	19	19	19	19
0歳	3	3	3	3	3
1・2歳	16	16	16	16	16
乖離（②－①）	7	7	7	7	7

（各年度4月1日現在）

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○市内全体でのニーズは確保されており、提供体制に不足は生じない見込みです。 ○既存施設により保育の提供を確保します。





② 事業所内保育事業（企業主導型保育施設）

企業などが、主に従業員用に運営する保育施設です。

現 状

- 本市では実施していない事業です。
- ニーズ調査結果から、就学前児童の「事業所内保育施設」の利用希望は6.4%となっています。

③ 家庭的保育事業

保育ママなど、保育者の家庭などで子どもを保育するサービスです。

現 状

- 本市では実施していない事業です。
- ニーズ調査結果から、就学前児童の「家庭的保育」の利用希望は2.1%となっています。

④ 居宅訪問型保育事業

ベビーシッターのような保育者が、子どもの家庭で保育するサービスです。

現 状

- 本市では実施していない事業です。
- ニーズ調査結果から、就学前児童の「居宅訪問型保育」の利用希望は3.2%となっています。





4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みおよび確保方策

(1) 相談支援事業

① 利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供および必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

現 状

○妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対し、総合的に支援していくための「子育て世代包括支援センター」を設置し、安心して子育てできる環境を整備する必要があります。

○ニーズ調査の自由意見をみると、「市の子育て支援の相談窓口がわからない。市の広報だけじゃなくもっと発信してほしい。」という要望がありました。

■ 利用者支援事業の利用状況の推移

単位：か所

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (見込)
①実施か所数	0	0	0	0	0
基本型	0	0	0	0	0
母子保健型	0	0	0	0	0
②第一期計画値	1	1	1	1	1
基本型	0	0	0	0	0
母子保健型	1	1	1	1	1
乖離 (②-①)	1	1	1	1	1

(各年度3月31日現在)

■ 利用者支援事業の量の見込みと確保目標量

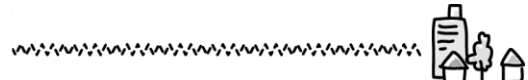
単位：か所

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
基本型	0	0	0	0	0
母子保健型	1	1	1	1	1
②確保目標量	1	1	1	1	1
基本型	0	0	0	0	0
母子保健型	1	1	1	1	1
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0

(各年度3月31日現在)

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○子育て世代包括支援センターを設置し、従来の母子保健事業や関係機関と連携を図り、妊娠期から子育て期にわたる支援を推進します。



② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

現 状

- 交流の場の提供、子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習等を7施設で実施しています。
- ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「地域子育て支援拠点事業」は5.8%の利用があります。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「子育て支援センターとして利用できる施設を増やしてほしい。」「講座や子育て支援センターでの行事等が土曜日の午後や休日に、あればと思います。」という要望がありました。

■ 地域子育て支援拠点事業の利用状況の推移

単位：人回

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (見込)
①年間総利用数	14,501	16,206	18,764	22,437	22,437
②第一期計画値	21,204	20,552	19,964	19,394	18,855
乖離(②-①)	6,703	4,346	1,200	▲3,043	▲3,582

(各年度3月31日現在)



■ 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保目標量

単位：人回

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	22,361	21,863	21,105	20,347	19,628
②確保目標量	22,361	21,863	21,105	20,347	19,628
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

(各年度3月31日現在)

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	<ul style="list-style-type: none"> ○既存の施設により提供体制が確保されているため、現状の提供体制を維持し実施します。 ○事業の周知を図るとともに、今後の利用状況の推移により、適正な実施箇所数を検討します。



(2) 訪問系事業

① 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

現 状

○市内の乳児のいる家庭を全戸訪問し、「子どもすこやか手帳」を配布して子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行っています。

■ 乳児家庭全戸訪問事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (見込)
①年間実利用者数	424	391	363	378	360
②第一期計画値	403	389	378	368	356
乖離(②-①)	▲21	▲2	15	▲10	▲4

(各年度3月31日現在)



■ 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保目標量

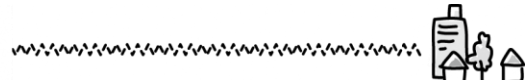
単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	348	336	324	313	302
②確保目標量	348	336	324	313	302
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

(各年度3月31日現在)

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○乳児のいるすべての家庭を訪問し、現状の提供体制を維持し実施します。



② 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

現 状

○養育支援が必要な家庭に対して、養育支援訪問指導員を配置して支援するとともに、家庭相談員を配置して、児童や家庭および婦人相談業務を行っています。

■ 養育支援訪問事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (見込)
①年間実利用者数	—	—	—	10	48
②第一期計画値	—	—	—	—	—
乖離 (②-①)	—	—	—	—	—

(各年度3月31日現在)



■ 養育支援訪問事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	50	50	50	50	50
②確保目標量	50	50	50	50	50
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0

(各年度3月31日現在)

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○令和2年度から、「こども家庭相談センター」と「子育て世代包括支援センター」が一体となって適切な養育支援を行います。



(3) 通所系事業

① 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護（短期入所生活援助事業【ショートステイ事業】）を行います。

現 状

○乳児院、児童養護施設と委託契約を締結し、2019（平成31年）4月より事業を開始しました。

○保護者の入院や精神不安定等により、児童の養育が一時的に困難とする相談は数件あったものの委託契約先の事情により入所に至らないケースがありました。

■ 子育て短期支援事業の利用状況の推移

単位：人日

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (見込)
①年間総利用数	0	0	0	0	6
②第一期計画値	0	60	60	60	60
乖離（②－①）	0	60	60	60	54

（各年度3月31日現在）



■ 子育て短期支援事業の量の見込みと確保目標量

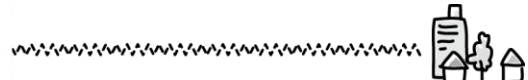
単位：人日

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	6	6	6	6	6
②確保目標量	6	6	6	6	6
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

（各年度3月31日現在）

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○市内施設のほか、市外の施設と連携のうえ、提供体制を確保します。





② 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保育を行います。

現 状

○ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「一時預かり」は1.8%の利用があります。

○ニーズ調査の自由意見をみると、「一時預かり事業を利用していますが、市内で一時預かり事業を行っている所がもう少し増えてくれたら預けやすくなり、助かると思います。」という内容の要望がありました。

■ 一時預かり事業の利用状況の推移

単位：人日

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (見込)
①年間総利用数	3,000	6,016	8,035	7,876	7,595
1号認定	2,940	5,903	7,848	7,807	7,528
2号認定	0	0	0	0	0
上記以外	60	113	187	69	67
②第一期計画値	23,400	23,400	23,400	23,400	23,400
乖離(②-①)	20,400	17,384	15,365	15,524	15,805

(各年度3月31日現在)



■ 一時預かり事業の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	7,324	7,063	6,811	6,568	6,333
幼稚園の 預かり保育	7,259	7,000	6,750	6,509	6,276
2号認定による 定期的な利用	0	0	0	0	0
上記以外	65	63	61	59	57
②確保目標量	7,324	7,063	6,811	6,568	6,333
幼稚園の 預かり保育	7,259	7,000	6,750	6,509	6,276
2号認定による 定期的な利用	0	0	0	0	0
上記以外	65	63	61	59	57
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

(各年度3月31日現在)

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○既存の施設により提供体制が確保されているため、現状の提供体制を維持し実施します。





③ 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日および利用時間以外の日および時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施します。

現 状

○市内にある保育施設28か所で実施しています。

○ニーズ調査の自由意見をみると、「仕事が遅くなるため、もう少し時間を延長してほしい。」という内容の要望がありました。

■ 時間外保育事業（延長保育事業）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (見込)
①年間実利用者数	948	1,034	1,284	1,251	1,182
②第一期計画値	1,925	1,925	1,925	1,925	1,925
乖離(②-①)	977	891	641	674	743

(各年度3月31日現在)



■ 時間外保育事業（延長保育事業）の量の見込みと確保目標量

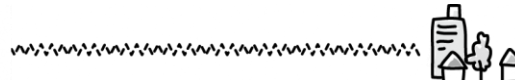
単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	1,147	1,113	1,080	1,048	1,017
②確保目標量	1,147	1,113	1,080	1,048	1,017
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

(各年度3月31日現在)

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○既存の施設により、提供体制が確保されているため、現状の提供体制を維持し実施します。



④ 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育します。

現 状

○病児保育事業は、市内1施設で開設しています。

○ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「病児・病後児の保育を利用した」方は7.7%と僅かですが、父親・母親が休んで対処した方の37.7%が「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と希望しています。また、小学校児童では「病児・病後児の保育を利用した」方は3.1%、父親・母親が休んで対処した方の24.2%が「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と希望しています。

○ニーズ調査の自由意見をみると、「病児、病後児保育は就労する親にとっては、とても助かったの、もう少し増えてくれるとありがたい。」という要望がありました。

■ 病児保育事業の利用状況の推移

単位：人日

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (見込)
①年間総利用数	855	668	689	654	634
②第一期計画値	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
乖離(②-①)	645	832	811	846	866

(各年度3月31日現在)



■ 病児保育事業の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	615	596	578	560	543
②確保目標量	615	596	578	560	543
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

(各年度3月31日現在)

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○既存の施設により、提供体制が確保されているため、現状の提供体制を維持し実施します。



(4) その他事業

① 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行い、育児をサポートします。

現 状

- 1 事業者に委託し実施しています。
- ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、就学前児童では0.5%が「ファミリー・サポート・センター」を利用しています。また、小学生では0.2%が低学年時期での利用を希望しています。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「ファミリーサポートを利用したことがあるが、料金が高すぎて、頻回に利用できない。」という意見がありました。

■ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の利用状況の推移

単位：人日

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (見込)
①年間総利用数	516	877	932	573	600
就学前児童	212	541	352	222	273
小学校低学年	165	170	183	177	151
小学校高学年	139	166	397	174	176
②第一期計画値	270	270	270	270	270
乖離(②-①)	▲246	▲607	▲662	▲303	▲330

(各年度3月31日現在)

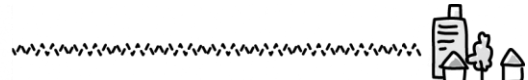


■ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の 量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	616	639	662	686	711
就学前児童	276	286	296	307	319
小学校低学年	157	163	169	175	181
小学校高学年	183	190	197	204	211
②確保目標量	616	639	662	686	711
就学前児童	276	286	296	307	319
小学校低学年	157	163	169	175	181
小学校高学年	183	190	197	204	211
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

(各年度3月31日現在)



確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○現在の提供体制を維持し実施します。 ○事業の周知を図るとともに、提供会員の増員に努めます。

② 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持増進と胎児の発達状況を確認し、安全・安心に妊娠期を過ごすことができるように、妊婦に対する健康診査を実施します。

現 状

○妊娠届時に母子健康手帳と一緒に健康診査受診票を交付し、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図っています。

■ 妊婦健康診査事業の利用状況の推移

単位：人回

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (見込)
①年間実利用数	5,098	4,414	4,251	4,514	3,910
②第一期計画値	5,642	5,446	5,292	5,152	4,984
乖離(②-①)	544	1,032	1,041	638	1,074

(各年度3月31日現在)



■ 妊婦健康診査事業の量の見込みと確保目標量

単位：人回

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	3,951	3,792	3,690	3,543	3,419
②確保目標量	3,951	3,792	3,690	3,543	3,419
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

(各年度3月31日現在)

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○健康診査受診票を交付する際に定期的に健康診査を受けられるよう支援し、現状の提供体制を維持し実施します。

③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

**確保方策**

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○事業の効果を勘案したうえで、事業実施の必要性について検討します。

④ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する事業です。

確保方策

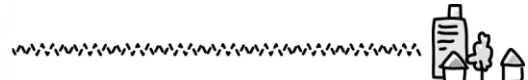
実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○事業の効果を勘案したうえで、事業実施の必要性について検討します。

5 総合的な子どもの放課後対策の推進**(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）**

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後や長期休み中に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

現 状

- 小学校全学年の児童を対象に、14施設において事業が行われています。
- ニーズ調査結果から、「放課後児童クラブ（仲よし会）」の低学年時期の利用希望をみると、就学前児童では72.0%、小学生では39.6%となっています。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「放課後クラブ（仲よし会）の利用時間拡大を切に願います。」という要望がありました。
- ニーズ調査結果から、「放課後児童クラブ（仲よし会）」の高学年時期の利用希望をみると、就学前児童では33.5%、小学生では18.8%となっています。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「仲よし会が18:00で終了。もう少し19:00までやってほしい。」「仲よし会の先生方の指導力向上。活動内容の見直し改善。スキルアップ。」という要望がありました。





■ 放課後児童クラブの利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①年間実利用者数	597	693	719	743	771
1年生	242	231	250	245	258
2年生	191	231	227	224	215
3年生	114	130	152	154	175
4年生	30	62	52	75	62
5年生	14	26	28	33	44
6年生	6	13	10	12	17
②第一期計画値	714	784	784	784	784
1年生					
2年生	550	580	580	580	580
3年生					
4年生					
5年生	164	204	204	204	204
6年生					
乖離 (②-①)	117	91	65	41	13

(各年度4月1日現在)



■ 放課後児童クラブの量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	762	731	724	702	681
1年生	262	251	249	242	234
2年生	233	223	221	214	208
3年生	154	148	146	142	138
4年生	66	63	63	60	59
5年生	34	33	32	31	30
6年生	13	13	13	13	12
②確保目標量	762	731	724	702	681
1年生	262	251	249	242	234
2年生	233	223	221	214	208
3年生	154	148	146	142	138
4年生	66	63	63	60	59
5年生	34	33	32	31	30
6年生	13	13	13	13	12
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0

(各年度4月1日現在)

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○現在の提供体制を維持し実施します。 ○未開設校の児童や待機となった児童への支援と調整を図ります。





6 教育・保育の一体的提供と連携の推進

(1) 質の高い教育・保育の提供

幼稚園教諭と保育士が、幼稚園・保育所のお互いの役割や専門性、保育を相互理解するとともに、これからの教育・保育について学び合うための合同研修を開催します。

すべての子どもの健やかな育ち、子どもの最善の利益の保障の重要性から、障がいのある子どもや特別な支援を要する子どもについて、個々に応じた適切な教育・保育が提供されるよう、合同研修を通じ、職員の資質向上に努めます。

また、幼児教育・保育の質の向上に資するよう、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等、更には幼児教育センターの設置も視野に入れながら、体制整備に努めます。

(2) 教育・保育の一体的提供および推進

新制度では、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズに応じた多様な子育て支援を進めることを目指しています。幼稚園と保育所の機能や利点を併せ持ち、地域の子育て支援を行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置づけられ、国では普及を図ることとされています。

こうした動向を踏まえながら、本市においても保護者ニーズをはじめ、就学前の教育・保育の質の向上に向けた幼保一体化の取り組みを推進し、地域の実情に応じた認定こども園の整備を図ってきました。今後も、既存施設からの移行については、職員配置や施設・設備要件に関する課題も鑑みながら、必要に応じて検討します。

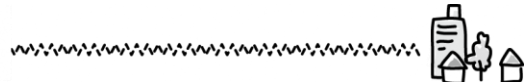
(3) 教育・保育施設と地域型保育事業の連携

幼稚園、保育所、認定こども園は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設である一方で、小規模保育事業などの地域型保育事業は、供給が不足しがちな3歳未満の保育を地域に根差した身近な場での保育を提供する役割を担うものとなります。

この両者が相互に補完することによって、必要とされている教育・保育の量の確保と質の充実につながります。地域型保育事業と幼稚園、保育所、認定こども園との相互の連携を図る中で切れ目なく適切に保育が受けられるよう推進していきます。今後は、新たな地域型保育事業者の参入についても、情報の共有と連携支援の充実を図ります。

(4) 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校の連携

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものです。幼児期の育ちと学びが義務教育の基盤となり、0歳～15歳までの一貫した繋がりにより、心豊かに生きる力の育成を目指すものです。



そのためには、子どもの発達を幼稚園・保育所・認定こども園、そして小学校、更には中学校までの長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法についての理解を深め、共有することが必要となります。

こうしたことから、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校、中学校との交流や意見交換、合同研究など、小学校、中学校への円滑な接続の支援に取り組みます。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

2019（令和元）年10月の幼児教育・保育の無償化における「子育てのための施設等利用給付制度」の実施にあたっては、公正かつ適切な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性を勘案しつつ、給付方法の検討をするとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、県と連携した対応を行うなど、円滑な実施の確保に向けた取組が重要です。

このことを踏まえ、本市では、施設等利用給付の公正かつ適切な支給の確保に取り組むとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監査等については、県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めます。



第6章

計画の推進・評価体制





第6章 計画の推進・評価体制

1 計画の推進体制

本計画は、基本理念の実現に向けて、7つの基本目標の達成を目指すため、以下の体制を構築し、子ども・子育て支援の施策や事業の推進を図ります。

(1) 庁内における連携強化

庁内においては、健康福祉部こども子育て支援課を中心に、関係部局との有機的な連携や緊密な調整を行いながら、福祉、保健、医療、教育、労働、まちづくりなど、幅広い分野にわたる施策を総合的かつ効果的に計画を推進します。

(2) 多様な主体との連携による推進

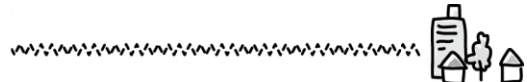
子ども自身とすべての子育て家庭を支援する施策を推進するためには、行政だけではなく、様々な分野における関わりが必要となります。家庭をはじめ、地域、幼稚園、保育所、認定こども園、学校、企業、その他関係機関・団体等との連携・協働を図りながら計画を推進します。

(3) 情報の提供・周知

計画の内容や計画に掲載された子ども・子育ての支援の様々な施策や事業の情報を広く市民に知ってもらうために、広報や市ホームページ・SNSなどを通じて公表し、周知に努めながら計画を推進します。

(4) 広域的な連携

幼稚園・保育所・認定こども園の広域利用、子育て支援従事者の資質向上に係る取り組み、児童虐待防止対策、障がい児への対応など、専門的な知識や技術を要する施策については、国や県、近隣市町村と連携・調整を図りながら計画を推進します。



2 計画の評価体制

基本理念の実現に向けて、計画が着実に実行・推進されているか各施策や事業の実施状況について定期的に点検・評価を行い、その結果を事業に反映させていく体制を構築します。

(1) 計画の評価・進行管理

子ども・子育て支援事業計画は、計画を立案（plan）、実践（do）することはもちろん、設定した目標や計画策定後も適切に評価（check）、改善（action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル『PDCAサイクル』に基づき、定期的に点検・評価する機会を設け、進行を管理します。

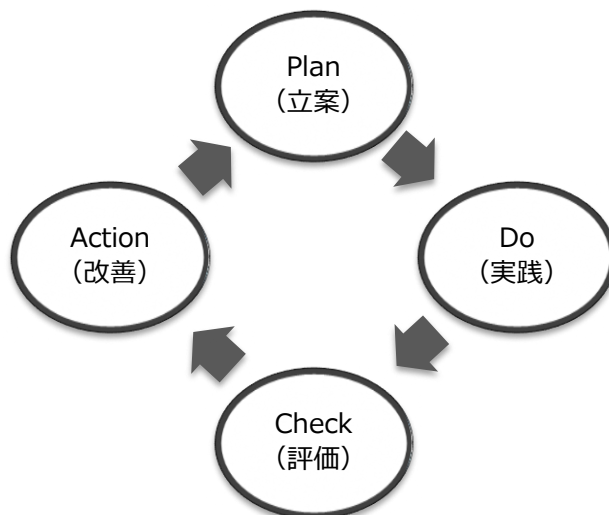
(2) 計画の見直し・改善

評価した結果や進行状況は、「十和田市子ども・子育て支援会議」へ報告案件とし、委員から評価や意見をいただき、必要な見直し・改善を図ります。

また、計画期間の中間年において、量の見込みが著しく計画数と乖離した場合は、国の指針に従い、必要な見直しを行います。

計画の見直し・改善をした場合は、広報や市ホームページなどで公表し、周知に努めていきます。

■ PDCAサイクル図





資料編



資料編

1 幼児教育・保育の無償化について

幼児教育や保育を無償化する改正子ども・子育て支援法が、2019（令和元）年5月10日に可決・成立し、2019（令和元）年10月1日から全面的に実施となりました。

（1）幼児教育・保育の無償化の実施に関する主な経緯

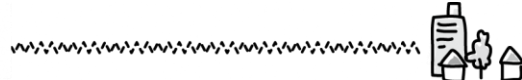
2014（平成26）年度～	毎年度、幼児教育・保育の段階的無償化を実施
2017（平成29）年12月8日	「新しい経済政策パッケージ」（閣議決定）
2018（平成30）年5月31日	「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討報告書」（とりまとめ）
2018（平成30）年6月15日	「経済財政運営と改革の基本方針2018」（閣議決定）
2018（平成30）年10月15日	国と地方の協議の場（法定）
2018（平成30）年11月21日	教育の無償化に関する国と地方の協議
2018（平成30）年12月3日	教育の無償化に関する国と地方の協議
2018（平成30）年12月17日	国と地方の協議の場（法定）
2018（平成30）年12月25日	幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会（第1回目）
2018（平成30）年12月28日	「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（関係閣僚合意）
2019（平成31）年2月14日	幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会（第2回目）
2019（令和元）年5月10日	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立
2019（令和元）年5月31日	幼児教育・保育の無償化に関する政令・内閣府令の公布
2019（令和元）年10月1日	幼児教育・保育の無償化施行

（2）幼児教育・保育の無償化の趣旨

少子高齢化という国難に正面から取り組むため、2019（令和元）年10月からの消費税率の引上げによる財源を活用し、子育て世代、子どもたちに大胆に政策資源を投入し、お年寄りも若者も安心できる全世代型の社会保障制度へと大きく転換します。

20代や30代の若い世代が理想の子ども数を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかり過ぎるから」が最大の理由となっており、幼児教育の無償化をはじめとする負担軽減措置を講じることは、重要な少子化対策の1つであります。また、幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、子どもたちに質の高い幼児教育の機会を保障することは極めて重要です。

このような背景を踏まえ、これまで、段階的に推進してきた取り組みを一気に加速し、現行の子ども・子育て支援新制度の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化するとともに、新制度の対象とはならない幼稚園、認可外保育施設等の利用者への給付制度を創設、就学前の障がい児の発達支援についても、併せて無償化を進めるものです。



(3) 無償化の対象者・対象範囲等

① 幼稚園、保育所、認定こども園等

■ 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な保育料）の利用料を無償化

※子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、上限月額2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化。

※開始年齢：原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化。

※保護者が直接負担している通園送迎費、食材料費、行事費などは、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。

3～5歳は施設による徴収を基本とする。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）。

■ 0～2歳：上記施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

② 幼稚園の預かり保育

■ 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化

※保育の必要性の認定：2号認定または2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）。

※預かり保育は子ども・子育て支援法の一部預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督。

③ 認可外保育施設等

■ 3～5歳：保育の必要性を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（3.7万円）までの利用料を無償化

※認可保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業およびファミリー・サポート・センター事業を対象。

※上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象。

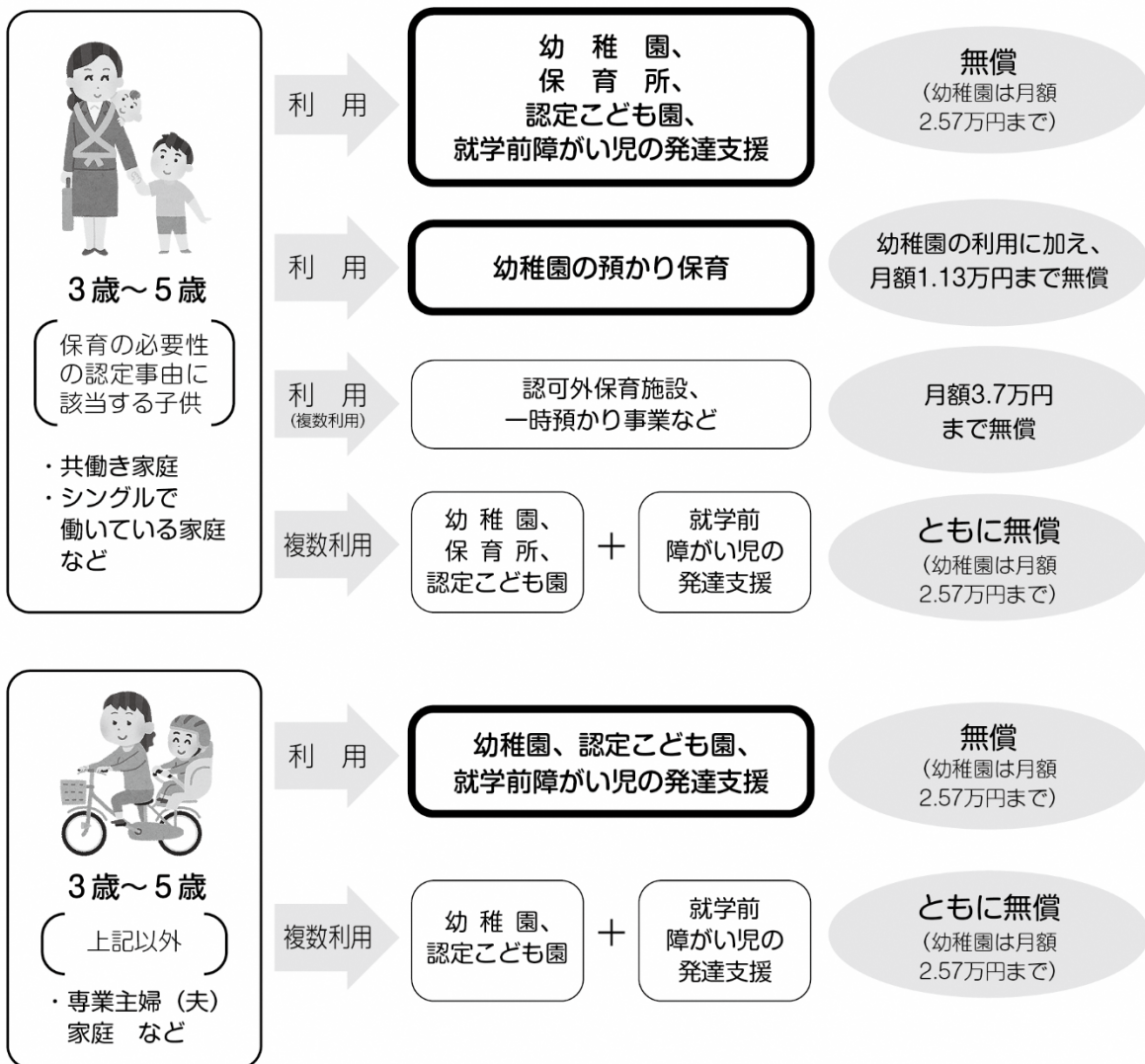
※都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定。

■ 0～2歳：保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯の子どもたちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

④ 就学前の障がい児の発達支援

- 就学前の障がい児の発達支援を利用する子どもたちについて、利用料を無償化
- 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

■ 幼児教育・保育の無償化の具体的なイメージ



資料：内閣府「幼児教育・保育の無償化に関する住民・事業者向け説明資料」より

2 十和田市子ども・子育て支援会議

(1) 十和田市子ども・子育て支援会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項に規定する合議制の機関として、十和田市子ども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 支援会議は、法第77条第1項に掲げる事務その他市長が必要と認める事務を処理する。

(組織)

第3条 支援会議は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 児童の福祉その他子どもに関係する事業に従事する者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市内に居住し、又は通勤する者であつて、市長が行う公募に応じたもの

(会長及び副会長)

第4条 支援会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 支援会議は、会長が招集する。ただし、委員の任命後、最初の会議は、市長が招集する。

- 2 会長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、支援会議を招集しなければならない。
- 3 支援会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 支援会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た個人の情報その他秘密にすべき事項を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(庶務)

第8条 支援会議の庶務は、児童福祉主管課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

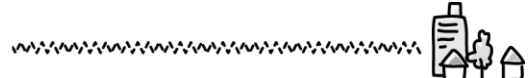


(2) 委員名簿

任期:2017(平成29)年12月17日～2019(令和元)年12月16日

氏名	関係機関・団体名	職名	備考
福士 勝子	十和田ファミリー・サポート・センター	社会福祉法人 三徳会 理事長 (十和田めぐみ保育園 園長)	会 長
俵藤 晶	十和田市校長会	藤坂小学校 校長	副会長 H31.4.1～
尾崎 恵子	十和田私立幼稚園協会	北園幼稚園 園長	H31.4.1～
太田 功一	十和田地区保育研究会	まきばの保育園 園長	
高橋 陽子	青森県私立保育園協議会 十和田地区	会長 (杉の子保育園 主任保育士)	
舘向 志保	十和田市障がいのある子を 育む親の会連絡協議会	十和田地区ことばと心を育てる 親の会 会長	
進藤 昭仁	子育て支援センター	社会福祉法人 純心会 まるくこども園 園長	
中市 信	十和田市仲よし会 指定管理者連絡協議会	特定非営利活動法人 十和田 L・ステージクリエート 事務局長	
野月 智江	十和田地区医師会	のづき内科小児科クリニック 副院長	
江渡 準悦	教育部長		H31.4.1～
本宿 貴一	農林商工部長		
北舘 祐子	健康福祉部長		
櫻田 富士子	公募		
矢部 聖子	公募		
天間 綾子	公募		

2019(平成31)年4月1日現在



任期:2019(令和元)年 12 月 17 日~2021(令和3)年 12 月 16 日

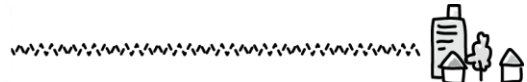
氏名	関係機関・団体名	職名	備考
福士 勝子	十和田ファミリー・サポート・センター	社会福祉法人 三徳会 理事長 (十和田めぐみ保育園 園長)	会長
依藤 晶	十和田市校長会	藤坂小学校 校長	副会長
尾崎 恵子	十和田私立幼稚園協会	北園幼稚園 園長	
上原 恵	十和田地区保育研究会	ひかり保育園 園長	
高橋 陽子	青森県私立保育園協議会 十和田地区	会長 (杉の子保育園 主任保育士)	
下川原 昭子	十和田市障がいのある子を 育む親の会連絡協議会	十和田市障がいのある子を育む 親の会連絡協議会 理事	
進藤 昭仁	子育て支援センター	社会福祉法人 純心会 まるくこども園 園長	
中市 信	十和田市仲よし会 指定管理者連絡協議会	特定非営利活動法人 十和田 L・ステージクリエート 事務局長	
野月 智江	十和田地区医師会	のづき内科小児科クリニック 副院長	
江渡 準悦	教育部長		
本宿 貴一	農林商工部長		
北館 祐子	健康福祉部長		
櫻田 富士子	公募		
木村 明美	公募		
服部 一子	公募		

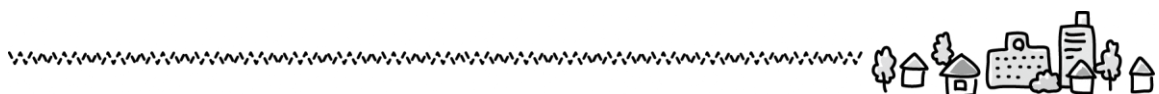
2019(令和元)年 12 月 17 日現在



(3) 会議の開催日と審議内容

会議	開催日	審議内容
第1回	2019（令和元）年 10月15日	(1) 第二期十和田市子ども・子育て支援事業計画策定について ①計画概要について ②子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査実施概要について ③目次構成について ④今後のスケジュールについて
第2回	2019（令和元）年 11月18日	(1) 第二期十和田市子ども・子育て支援事業計画策定について ①第4章子ども・子育ての施策展開について ②子ども・子育て支援事業の量の見込み推計
第3回	2019（令和元）年 12月23日	(1) 令和2年度教育・保育施設の利用定員について (2) 第二期子ども・子育て支援事業計画策定の進捗状況について
第4回	2020（令和2）年 3月3日	(1) 第二期十和田市子ども・子育て支援事業計画（最終案）について ①計画（素案）へのパブリックコメントについて ②計画（素案）への意見提言について ③計画（素案）について





第二期 十和田市子ども・子育て支援事業計画

発行日 2020（令和2）年3月

発行者 十和田市 健康福祉部 こども子育て支援課

住 所 〒034-8615 十和田市西十二番町6番1号

TEL 0176-51-6716・6717

FAX 0176-22-7599

URL <http://www.city.towada.lg.jp/>

